

特集 生涯学習施策の新たな展開

- 巻頭言 8 生涯学習の道 三浦朱門
- 座談会 10 生涯学習社会の構築に向けて (出席者 高橋牧人 / 岩崎伸夫 / 有路 信 / 今井伸治 / 河 幹夫 / 吉寺寺脇 研)
- 事例紹介 22 生涯学習施策一〇年の歩み 生涯学習局生涯学習振興課
- 31 地方公共団体と生涯学習 東京都生涯学習センター / 広島県教育委員会 / 神奈川県教育委員会
- 34 民間団体と企業と生涯学習 東日本旅客鉄道株式会社 / 社団法人日本編物文化協会 / 朝日カルチャーセンター / ヤマハ株式会社 / 財団法人出版文化産業振興財団 / 経済団体連合会
- 体験記 41 生涯学習社会の夜明け(第一回生涯学習フェスティバル) 西村 憲
- 43 全国生涯学習フェスティバルに参加した民間の企業・団体等
- Q & A 45 生涯学習振興施策Q & A
- 解説 48 「子どもと話そう」全国キャンペーンの実施状況 生涯学習局生涯学習振興課
- 特別記事 生命科学の進展と社会との調和 豊島久真男
- 50 論文 生命科学の進展に伴う新たな社会問題
- 52 医系大学における教育・研究・診療と医の倫理 高久史麿
- 54 ユネスコ「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」の採択と国際社会 位田隆一
- 56 解説 学術国際局研究助成課 / 科学技術庁研究開発局ライフサイエンス課

- 6 私と教育、私とついで 小平桂子アネット
- 58 中教審ニュース 都道府県発 ●教育・学術・文化・スポーツニュース 栃木県、島根県出雲市、長崎県佐々町、鹿児島県 東京大学海洋研究所
- 72 現代スポーツあれこれ ビーチバレー 行ってみよう やってみよう 国立中央青年の家
- 76 海外教育ニュース 文学のふるさと 潮騒
- 80 インフォメーション 私の選んだ一冊 大迫さかゑ
- 82 鑑賞席 編集後記
- 84

うえのならばら 上野檜原のシオジ林



山あいの渓流沿いには特有の森林が成立する。洪水や土砂崩壊の起こりやすい不安定な立地に適応した林である。シオジ林も冷温帯域の典型的な「溪畔林」の一つである。シオジは、モクセイ科トネリコ属に属する落葉高木で、クルミなどと同じように、一枚の葉が七枚から九枚程度の小葉に分かれた「羽状複葉」をもつ。群馬県袋笠丸山を北限とし、熊本県までの主に太平洋側山地に分布している。

秩父山地には、立派なシオジ林がよく発達している。普通は、サワグルミ、トチノキ、

イヤタカエデやカツラなど渓流沿いによく見られる樹種と林を構成する。しかし、ここ上野檜原には、純林状のシオジ林が広がっている。胸高直径は五〇㎝ほどにすぎないが、樹高は三〇mにも達する見事な林である。林床には様々なシダや草本層が発達し、こすえをわたる小鳥も多い。初夏の頃には、シオジの白っぽい幹がみずみずしい緑に映えて、心洗われるような気分になれるであろう。

(文化庁文化財保護部記念物課 文化財調査官 蒔田明史)

写真提供：安盛 博

1 記念館めぐり ●ゆかりの地を訪ね 横浜市大佛次郎記念館 神奈川県

4 天然記念物歳時記 上野檜原のシオジ林

表2 名作シリーズ 陽を浴びるボプラ並木

表3 文化財紹介 平戸のジャンガラ

生涯学習施策一〇年の歩み

●生涯学習局生涯学習振興課

はじめに

我が国が二一世紀に向かい、豊かで活力ある社会を築いていくためには、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」、すなわち、生涯学習社会の実現を図ることが重要である。

「生涯学習」とは、あらゆる機会を通して行われる学習活動を指し、学校教育や社会教育で行われる学習のように、意図的・組織的に行われるもののみでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動等の様々な活動の中での学習をも包括したものである。

臨時教育審議会が「生涯学習体系への移行」を個性重視の原則、変化への対応とともに教育改革の理念として取り上げて以降、国及び地方公共団体において様々な取組が本格的に

展開されてきた。

ここでは、生涯学習に関連する広範な施策のうち、文部省に生涯学習局を設置して以降の新たな広がりを中心に重点をおきながら、この一〇年を概観することとした。（表1）

1 生涯学習局の設置

生涯学習推進体制の整備のための取組として昭和六三年、文部省組織令改正により社会教育局を生涯学習局に改組した。

生涯学習局では、従来の四課体制に加えて生涯学習振興課を新設することにより、社会教育行政を引き続き担当するのみならず、学校教育、社会教育及び文化の振興に関し、生涯学習に資する施策の企画・調整も全省的な立場で担うこととなった。

また、同時に体育局に、生涯スポーツ課が設置され総合的な生涯学習の推進体制が整った。平成三年四月には、民間教育事業者と連携

2 生涯学習フェスティバルの開催

生涯学習という言葉の意味を国民に理解してもらい、生涯学習に親しむきっかけをつくらせようためには、わかりやすい形で訴えかける必要があるとの考えのもとに、平成元年度から生涯学習フェスティバルを実施している。この生涯学習フェスティバルは、従来の行政が主体となって行ってきた行事と異なり、「生涯学習見本市」を始めとして民間の企業や団体の自主性に基づいて行われる部分が多くなってきている。「生涯学習」というテーマを展開する際、民間企業や団体の自主性活動を導入し、生涯学習フェスティバルに参加してもらうことにより、参加企業が

各種の事業による普及・啓発活動などが活発に実施されている。

3 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定

平成二年六月には、同年一月の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」の提言内容を受けて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（いわゆる生涯学習振興法）が制定された。

生涯学習振興法においては、当面必要な三つの施策が規定されており、「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め」（第三・四条）、および「特定の地区において生涯学習に係る機会的な提供を促進するための措置について定めるとともに」（第五・九条）、「生涯学習に係る重要事項等を調査審議する審議会を設置する等の措置を講ずる」（第一〇～一二条）こととされている。なお同法に規定する三つの施策の実施に当たっては、第二条で職業能力開発や社会福祉等の諸施策と連携して行うべきこととされ、第三条第二項は（直接には都道府県についての規定であるが）教育行政の側から能動的に首長部局や民間団体に連携を働きかけるよう努めるべきこととされている。ここで、生涯学習行政における「連携」の意義が正面から明らかにされたものと解される。

自社の事業が実は生涯学習にかかわりがあるのだと気づき、生涯学習という視点から事業をさらに充実するきっかけにもなり、また、行政の側にとっても民間の企業や団体の活動内容を知り、生涯学習の持つ広がりを見直し、第一回は千葉県のオープン間もない幕張メ

ッセで行った。第一〇回目にあたる一〇年度は、兵庫県のポートアイランド（神戸市）をメイン会場に、阪神・淡路大震災からの復興を進める大会として開催予定である。（九月三〇日～一〇月四日）（表2）

このような取組は、各地方自治体においても実施されており、フェスティバルやその他

表1 生涯学習関連主要施策年表

昭和63年7月	生涯学習局設置
平成元年11月	第1回生涯学習フェスティバル開催（千葉県）
2年6月	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律制定
2年8月	第1期生涯学習審議会発足
4年7月	生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方針について」答申
9月	学校週5日制導入、9・12キャンペーン開始
12月	第2期生涯学習審議会発足
7年4月	第3期生涯学習審議会発足
8年4月	生涯学習審議会「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申
9年3月	生涯学習審議会「生涯学習の成果を生かすための方策について」審議の概要
6月	第4期生涯学習審議会発足
8月	【子どもと話そう】全国キャンペーン実施
10年1月	放送大学全国化
7月	文部省生涯学習局婦人教育課を男女共同参画学習課に改組

4 生涯学習審議会

生涯学習振興法に基づき、二年八月、生涯学習審議会が発足し、四年七月には「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申がなされた。

これは、生涯学習審議会としての初めての本格的答申であり、生涯学習社会の構築を目指すこと、その際の基本的な視点や具体的課題を提言したものである。(資料1)

また、八年四月には、「地域における生涯学習の充実方策について」答申がなされ、地域における学習機会を拡充するための必要な改善方策について、高等教育機関、小・中・高等学校、社会・文化・スポーツ施設、研究・研修施設など、それぞれに関し検討し、提言した。(資料2)

さらに、九年三月には、「生涯学習の成果を生かすための方策について」審議の概要をとりまとめた。これは、学習成果を生かすことの意味とそれを促進する上で問題点を整理し、「地域社会の発展に生かす」、「ボランティア活動に生かす」、「個人のキャリア開発に生かす」の三つの学習成果を生かす場面を挙げ、それぞれ必要な支援方策を提言したものである。

現在、第四期生涯学習審議会において、「①青少年の「生きる力」をはぐくむ地域社会の環境の充実方策」、「②社会の変化に対応した社会教育行政の在り方」、及び第三期からの継続審議事項である③「生涯学習の成果を生かすた

表2 生涯学習フェスティバル

区分	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
開催県	千葉県	京都府	大分県	宮城県	愛知県
開催地	千葉市	京都市	大分市、別府市、湯布院町	仙台市、気仙沼市、白石市、蔵王町	名古屋市、岡崎市、一宮市、吉良町
期間	H元.11.23 ~11.27	H2.10.31 ~11.5	H3.11.1 ~11.5	H4.10.31 ~11.4	H5.11.19 ~11.23
イベント数	56 444団体	122 109団体	145 183団体	225 179団体	254 239団体
入場者数	24万4千人	45万3千人	68万2千人	102万3千人	104万2千人
大会テーマ	会いたいのは、新しい自分	きょうよりあしたのわたし	豊かな明日へ一人一学	学べばそこは未知の国	学びあい知りあいが広がる夢空間

区分	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
開催県	富山県	北海道	福岡県	新潟県	兵庫県
開催地	富山市、高岡市、黒部市、砺波市、小杉町	札幌市	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、飯塚市、田川市、宗像市	新潟市、長岡市、上越市、新発田市、小出郷地域圏、佐渡地域圏	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市
期間	H6.10.6 ~10.10	H7.9.28 ~10.2	H8.11.6 ~11.10	H9.10.9 ~10.13	H10.9.30 ~10.4
イベント数	283 150団体	243 263団体	563 258団体	307 183団体	300(目標) 250団体(目標)
入場者数	65万5千人	76万8千人	141万1千人	83万3千人	100万人(目標)
大会テーマ	高志のくから広がる学び	まなびでひらく北のふるさと	未知のわたしと出会う道	「まなび」の環わたし発 新潟発	「学び—生活創造」未来を創るわたし色

5 地方公共団体における取組

めの方策」について審議しており、平成一〇年三月二三日に②について中間まとめを提出した。この中間まとめでは、今後の社会教育行政を進める上で重要な視点、社会教育施設の運営等の弾力化、社会教育行政への住民参加の促進などの具体的展開について提言されており、本年夏ごろを目途に答申を行うこととしており、①③については、今後更に審議を深め、本年度中に答申を行うこととしている。

国での取組が進められる一方で、地方公共団体においても様々な取組が進められてきた。現在、すべての都道府県において、生涯学習の振興を所管する部署が設置され、同様に行政及び関連する機関・団体が連携・協力を行うための組織である生涯学習推進会議等も設置されている。

また、平成一〇年四月現在、都道府県においては、三都道府県に生涯学習審議会が設置されており、各地域の生涯学習振興の拠点施設として学習情報の提供や学習相談、学習需要の把握、学習プログラムの開発などを行う「生涯学習センター」は、平成一〇年四月現在、三都道府県に設置されている。

このほか、「県民カレッジ」等の名称で、県民に対して各種の学習機会を総合的に提供する事業や「生涯学習情報ネットワークシステム」などの情報提供事業等の取組が各地で進

6 学校週五日制と九・一二キャンペーン

平成四年度の二学期から毎月第二土曜日を休業日とする学校週五日制(初回は平成四年九月二日)が導入された。学校週五日制は、学校、家庭及び地域社会の教育全体の在り方を見直し、社会の変化に対応してこれからの時代に生きる子どもたちの望ましい人間形成を図るものである。

これに伴い、文部省では、学校週五日制の円滑な実施を図るためのキャンペーン(九・一二キャンペーン)を展開した。

このキャンペーンでは、まず、国民に広く九月二日から学校週五日制が実施されることを知ってもらうとともに、子どもを取りまく環境が、学校教育にとどまらず大きく変わることの意義を十分理解してもらうため、関係省庁、各都道府県教育委員会、国立の博物館・美術館等、国立青少年教育施設、国立大学、国立高等専門学校、民間の財団・社団法人、任意団体、民間企業など従来の教育行政

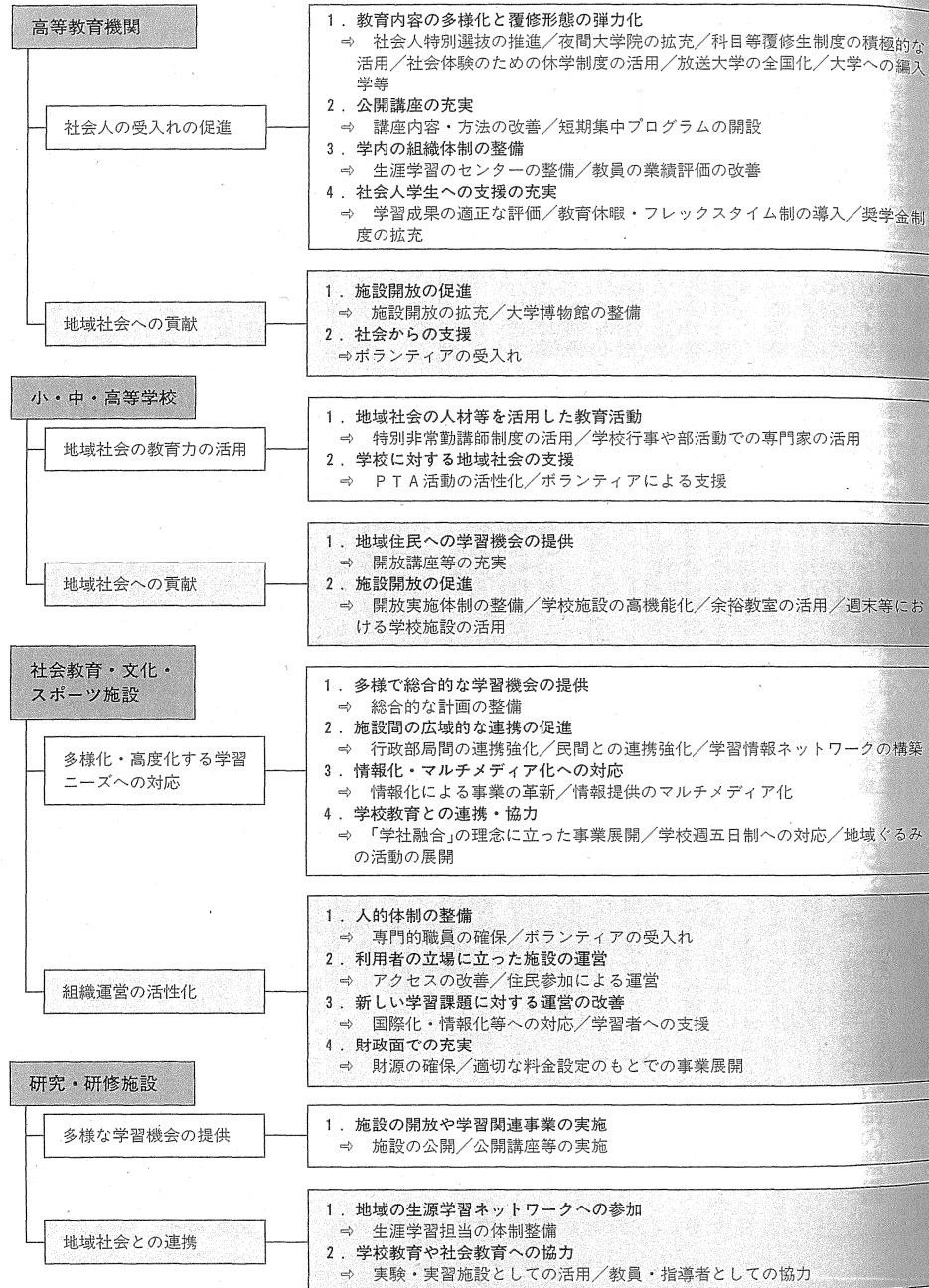
められていた。

平成八年四月には、広島県が生涯学習振興法に基づく地域生涯学習振興基本構想を作成し、全国で初めて国の承認を受け、活発な事業を展開している。今後、他の都道府県においても積極的な取組が期待される。

さらに、現在一〇八の市町村が生涯学習都市宣言を行っている。

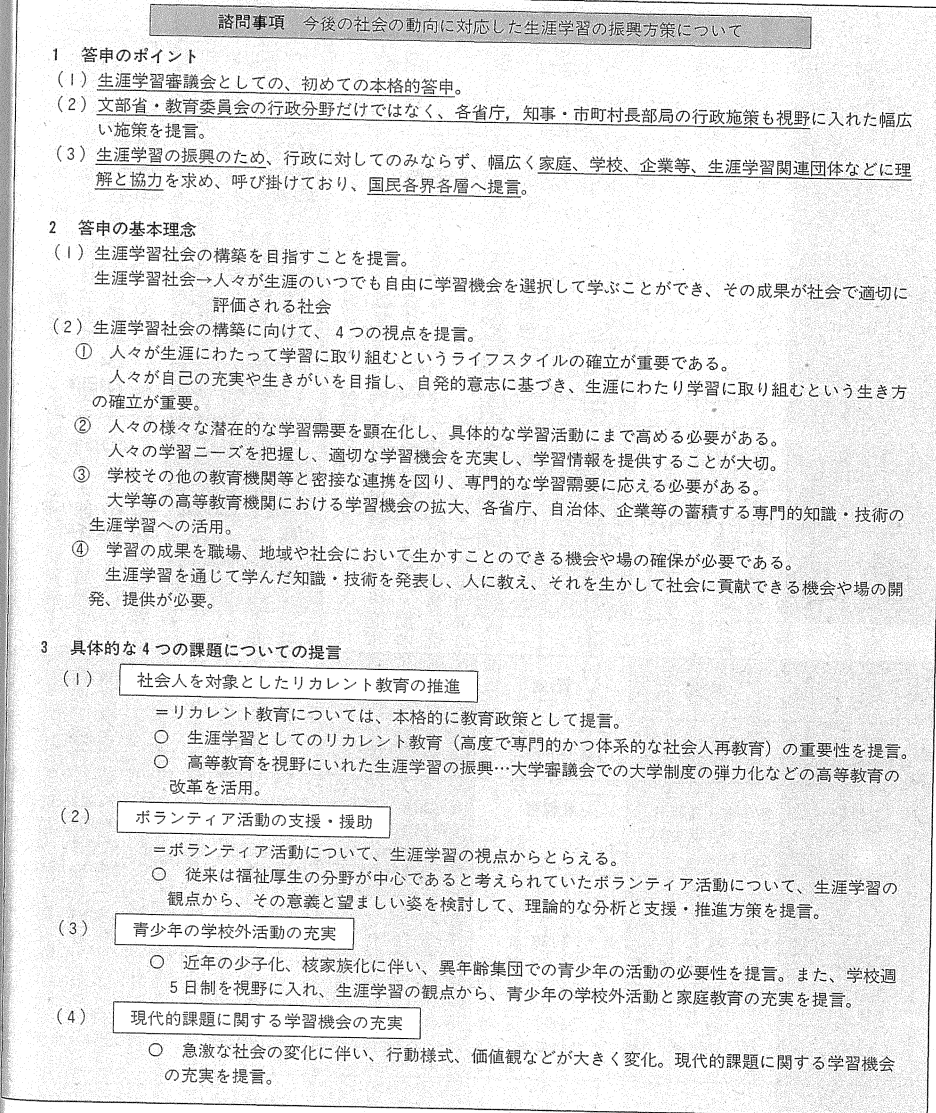
資料2 地域における生涯学習機会の充実方策について

平成8年4月24日生涯学習審議会答申



資料1 「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(答申)の概要

(平成4年7月29日 生涯学習審議会答申)



の範囲を大きく超えて幅広く各方面に働きかけ、社会全体で学校外活動の充実及び学校教育との連携を考える契機にしようとも、政府公報等の実施や九・一二キャンペーンの広報用デザインを活用により、周知に努めた。

その後、平成七年四月から月二回の実施となっており、完全学校週五日制は、新教育課程と合わせて、平成一四年(二〇〇二年)から実施される予定である。

7 生涯学習と学校

(1) 放送大学

放送大学は、昭和五六年に成立した放送大学学園法に基づき、同学園が昭和五八年に設置したテレビ・ラジオというメディアを効果的に利用した新しい理念・形態の大学である。

その後、昭和六三年には所管局が新設の生涯学習局となったことから、放送大学は高等教育機関であるとともに、生涯学習社会の構築に向けての中核的機関としての役割が一層明確となった。

放送大学は、これまで放送エリアが関東地域に限られていたため、多くの人々に学習機会を提供する趣旨から、平成二年度からビデオ・オーディオテープを利用した「ビデオ学習センター」を各都道府県に設置するよう整備を進めてきたところであるが(その後、六

年度からは「地域学習センター」、一〇年度からは「学習センター」として、平成一〇年度現在、全都道府県の計四九か所に設置、教育の機会均等の一層の確保を図る観点から、早期に全国放送を実現することが課題となっていた。このため、平成九年五月に放送大学学園法を改正し、一〇年一月から、CSDデジタル放送を利用することにより放送エリアを全国に拡大し、これにより、山間部や離島を含め日本全国どこでも大学の授業に接することができるようにするとともに、一〇年一〇月からとは全国すべての学習センターで、卒業を目的とした学生(全科履修生)も受け入れることとなった。

(2) 専修学校

専修学校は、柔軟な学校制度として特色を生かし、社会の要請に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関であり、昭和五一年の制度発足以来着実に進展をしてきた。平成九年度の学校数は三五四六校、生徒数は約七九万人である。

専修学校には、入学資格によって、中学校卒業者を対象とした高等課程、高等学校卒業者を対象とした専門課程、特に入学資格を定めない一般課程の三つの課程がある。

に、大学入学資格が与えられているが、この制度による大学入学資格取得者は、昭和六三年度の四三二二人から、平成九年度には六九二三人と、大きく伸びている。平成六年度から専修学校高等課程で受験科目に相当する科目について、一定の授業時間数を修得している場合には、受験科目を免除できることとした。さらに同年度から一定の技能審査に合格した者についても、それに相当する受験科目を免除できることとした。

8 社会教育・文化・スポーツの振興

生涯学習の振興においては、社会教育・文化・スポーツ活動の振興を図ることは極めて重要である。

社会教育については、多様で弾力的な学習という形態という特色を生かしながら、高齢化問題・環境問題等の現代的課題への積極的な対応を図るとともに、人々の学習活動の拠点となる社会教育施設の活性化・高機能化など、振興のための種々の施策を実施している。スポーツの振興については、スポーツ施設の整備、生涯スポーツの充実などの施策を推進している。

文化活動の振興も、地域における芸術文化の振興や文化財の保存と活用に関する施策をはじめとして、多様な施策が実施されている。

このうち、専修学校専門課程(いわゆる専門学校)については、新規高等学校卒業者の進学率が一六%を超えており、我が国の高等教育機関として重要な位置を占めている。

平成六年六月には専修学校設置基準を改正し、教育内容の一層の個性化、高度化を進めるために、他の専修学校や大学等における授業科目の履修を自校における履修とみなすことができることとする制度が導入された。このほか社会人・職業人の受入促進のために、昼夜開講制、科目等履修生制度が導入されている。

また、専門課程における学習成果を適切に評価し、その修了者の社会的な地位の向上と生涯学習の振興を目的として、一定の要件を満たす専門学校の修了者には「専門士」の称号を付与することが可能となっている。

平成一〇年六月には、学校教育法等の一部が改正され、文部大臣の認める基準を満たす専修学校の専門課程修了者について、大学への編入学が認められ、平成一一年の四月から実施されることとなった。

このように、各種の制度改正等を経て、専修学校は、学校教育法第一条に規定する学校(いわゆる一学校)に並ぶ学校教育機関としての役割を果たすと同時に、生涯学習機関としても発展してきている。

(3) 小・中・高等学校や大学等における取組

小・中・高等学校においては、生涯学習社

9 学習情報の提供体制の整備

人々の多様化・高度化・広域化する学習ニーズに対応した生涯学習情報提供の充実を図るため、西暦二〇〇〇年を目標に全国的な生涯学習情報提供体制(まなびねっとシステム)の整備を進めている。

特に平成九年五月からは、インターネット上にホームページ(<http://www.nacc.go.jp/manabi/index.htm>)を開設し、文部省関係機関や都道府県の生涯学習情報提供システムの情報を試行的に提供している。

10 他省庁・民間教育事業者等との連携

他省庁や民間教育事業者との連携も、生涯学習局が組織されて以降、本格的に進められている。平成三年四月には、前述のように生涯学習局振興課内に民間教育事業室を設置するとともに、平成六年八月には、民間教育事業者団体等の関係者により構成される「民間営利社会教育事業者団体等事務連絡協議会(民事協)」が設置され、定期的な情報交換が行われるようになった。

また、平成七年九月二日付け各都道府県教育委員会宛て文部省生涯学習局長通知において、社会教育法上の「社会教育」には、民間の事業者が行う教育活動も含まれることを明らかにした。このことにより、人々の多様

(4) 大学入学資格検定

高等学校教育を受けられなかった人などに対して、広く大学教育の機会を提供するため、大学入学資格検定制度が設けられている。この資格検定を受け一定の科目に合格した場合

会における学校教育の役割を踏まえ、学校週五日制の実施、小学校一・二年生の授業科目として「生活科」の新設、中学校における進路指導の改善、新しいタイプの高等学校(総合学科、単位制高等学校等)の設置など、大学・短大・専門学校等においては、社会人学生の受入れや、科目等履修生、公開講座、学校開放などの取組がなされている。特に大学の公開講座においては、受講者が約六五万人に上るなど飛躍的に増大しており、また、生涯学習を総合的に推進するための生涯学習教育研究センターの体制整備が進められている。

このほか、学校外における学習成果の評価も進みつつある。大学等については平成三年六月の大学設置基準の改正、専修学校については平成六年六月の専修学校設置基準の改正により、高等学校については平成一〇年三月の学校教育法施行規則の改正により、単位認定する制度が導入された。

この中で、例えば文部省認定技能審査は、人々が修得した知識・技能の水準を審査・証明する事業のうち、教育上奨励すべきものを文部大臣が認定するものであるが、この文部省認定技能審査の合格に係る学修、及び専門学校における学修についても、単位認定の道が開かれている。

高等学校教育を受けられなかった人などに対して、広く大学教育の機会を提供するため、大学入学資格検定制度が設けられている。この資格検定を受け一定の科目に合格した場合

な学習ニーズに適切に対応するための民間教育事業との連携がより一層促進されることを期待される。

さらに、経済団体との意見交換の場を設け、生涯学習の振興（平成八年五月から九月）及び教育改革の推進（平成九年一月から三月、一二月から一二月）について懇談を行うとともに、社会人が家庭や地域社会で活動するためのゆとりをもたらすことや、社会人が必要などきに大学等で学習しやすい体制を整備することなど、生涯学習施策の振興を図る上で重要な企業における環境整備について要請を行った。

さらに、生涯学習振興法以来の省庁間連携の一つの結実として、厚生省との間で、子どもと家庭を支援するための文部省・厚生省共同行動計画を策定した。

この計画は、子どもに関する非行等の様々な問題への対応が我が国社会にとって大きな課題となっている中で、次代を担う子どもが健康やかに育つための環境づくりを進めるため、教育行政と厚生行政が緊密に連携し、効果的な施策の実現を目指すものである。

このほかにも、前述の全国生涯学習フェスティバルにおける民間団体の出展等や、九・一二キャンペーンや次に述べる「子どもと話そう」全国キャンペーンにおいて他省庁、民間団体等と協力を呼びかけるなど、各方面と連携した事業を実施している。

11 「子どもと話そう」全国キャンペーンの実施

神戸市須磨地区の児童殺害事件や最近の教師殺害事件等が社会に大きな衝撃を与え、家庭教育の重要性が改めて訴えられているとともに、社会の大人たちが手を携えて子ども達を大切に、心豊かに育んでいく機運を醸成していくことが強く求められている。

そこで、文部省では、家庭や地域社会全体で子どもとふれあい話し合う機会を充実するとともに、心豊かな子ども達をはぐくむため、昨年夏から「子どもと話そう」全国キャンペーンを実施し、九・一二キャンペーンの実績をもふまえ、関係省庁や地方公共団体、民間企業・団体等にも広く呼びかけている。（資料3）

また、この一環として、平成八年度より文部省職員の子どもの見学デーを、平成九年度からは参加者を一般公募した「文部省見学デー」も合わせて実施している。さらに平成一〇年四月には一般公募した子どもたちが、文部大臣及び長野オリンピック・パラリンピックのメダリスト達との懇談及び文部省内見学等を行う「一緒に夢を話そう」を実施した。

おわりに

以上のように、昭和六三年に生涯学習局が設置されて以来、学習機会の提供については施策が着実に進展しつつあると言える。

しかし、総合的な施策の推進のためには、教育行政のみならず、関係省庁、地方公共団体、民間事業者等との密接な連携が必要であり、一〇年経過後の生涯学習施策としては、「連携」が更なるキーワードとなっていくものと考えられる。

加えて、学習機会の提供と並んで、学習成果の評価・活用も大きな課題となっており、今後とも、生涯学習社会の構築へ向けて、より一層の取組が期待される。

資料3

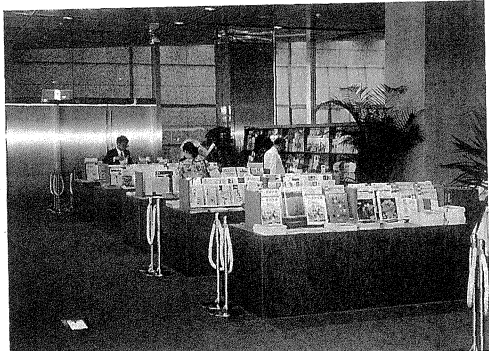


地方公共団体と生涯学習

事例紹介1

生涯学習のネットワークの形成を目指して

東京都生涯学習センター



閲覧室（パンフレットコーナー）

東京都生涯学習センターは平成三年五月に東京都生涯学習情報センターとして設置され当初の仮開設時期を除き、J R有楽町駅に隣接する東京都丸の内庁舎内で事業の展開を図ってきた。

その後、平成九年一月に旧東京都庁舎の跡地に文化、情報、国際交流の機能を持つ総合文化情報施設として新設された「東京国際フォーラム」内に移転し、東京都生涯学習センターと名称を変更してリニューアルオープンをした。

当センターでは、都民の多様な学習需要に対応して、行政、民間機関、大学等の生涯学習情報（講座・スクール・施設等）を収集し、センター内の閲覧室に展示して都民に提供するとともに、図書・雑誌等の一部の資料を除き、これらの資料のほとんどを自由に持ちかえられるようにしている。さらに、講座、施設、資格、団体・サークル、指導者・講師等についてコンピュータを活用した学習情報システムにより、登録や提供を行っているほか、各種の学習相談事業などを実施している。

しかし、当センターが「生涯学習情報センター」から「生涯学習センター」へ名称を変更したのは、東京都の生涯学習センターの役割として、これまでの生涯学習に関する情報の収集・提供及び相談事業にとどまらず、新たな機能を付加させながら東京における生涯学習社会の実現に向けて条件整備を行うことである。

このことは、平成八年一月に出された第二期の東京都生涯学習審議会の中間建議において、都内にある多様な学習提供機関（行政、民間機関、大学等）等と広くネットワークを構築し、そのための核となる生涯学習ネットワークセンターの役割を当生涯学習センターが機能を拡充して整備していくのが望ましいと提言している。

生涯学習ネットワークセンターとは、ネットワークの拠点として生涯学習関連機関や都民、学習グループなどに対して多様なサービスを提供する支援センターの役割を担うもの



相談コーナー

である。そのためには、これまでの学習情報の収集・提供・相談とともに、①生涯学習関連機関・団体の連携・協力及び交流の支援、②生涯学習についての調査、研究及び普及啓発、③生涯学習に関する指導者等の育成・研修などの新たな取組をしていくことが必要である。具体的には、今年度から、都と区市の生涯学習センター等との協議会の実施や、都民の視点に立った学習相談ボランティア養成事業など新たな事業を展開し、生涯学習ネットワークセンターの実現に向けて取組を進めている。

（社会教育主事 矢内正孝）

特集 ● 薬物乱用防止 教育の充実

●巻頭言
今日の薬物乱用問題が問いかけるもの
和田 清

●座談会
薬物乱用防止教育の充実
並木茂夫／高野恕一／(司会)石川哲也
出席者 上野純一／鈴木 宏／佐藤量雄
勝野眞吾
川原 貴

●随想
●論文
●事例紹介
●記念館めぐり◆ゆかりの地を訪ねて
伊能忠敬記念館
私と教育、私としつけ
マリ・クリスティーヌ

●都道府県発
●教育・学術・文化・スポーツニュース
北海道・千葉県・香川県直島町・大分県

東京都公立高等学校PTA連合会ほか

▽学校が夏休みに入ると、近くの公園からラジオ体操の音楽が聞こえてきます。私も小学生のころは、夏休みのラジオ体操に参加するため、いつもより一時間早い朝六時に起床し、眼目をこすりながら近くの広場に足を運んだものでした。そこには子どもはもちろん、親の姿も多数見られ、総勢一〇〇名近く、もしくはそれ以上の人が集まっています。学年が進むにつれて休日の早起きがうっとうしく感じるようになったものの、体操を終えて家に帰って来るころにはすっかき目も覚め、朝食をおいしく食べることができました。

▽文部省の社会教育局が改組され生
涯学習局が設置されたのが昭和六三年ですから、今年で一〇年になります。そこで今の特集はテーマを「生涯学習についての一〇年間の施策や今後の展望、各種事例などを紹介するとともに、座談会でも貴重なお話をさせていただきました。」
特に座談会は、本誌としてはあまり例のない中央官庁の課室長に御出席をいただきました。省庁間の連携を中心に幅広くいろいろなお話を活発にさせていただきました。たいへん中味の濃い内容となりましたが、誌面の都合ですべてを掲載できないのがとても残念です。
(K・M)

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を眺んでの感想、御意見等をお寄せください。
●「読者からのたより」投稿規定
①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈
※文章を一部手直しさせていただきますことがあります。
送り先
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部
※電子メールでも受け付けております。
宛先名「jiho@monbu.go.jp」
●「文部時報読者アンケート」
文部時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。
宛先名「jiho@monbu.go.jp」

コンピュータネットワークを利用した文教行政の広報

文部省では、我が国の文教施策等を広く皆様に紹介するため、インターネットを利用して情報を提供いたします。
インターネットアドレス：
<http://www.monbu.go.jp/>(半角入力)

文化財 紹介



保護団体 平戸市自安和楽念仏保存振興会
公開期日 8月14日～18日
平成9年12月15日指定

重要無形民俗文化財

平戸のジャンガラ

(長崎県平戸市)

平戸のジャンガラは、戦国時代以前からの伝承を持つ念仏踊りの一種で、江戸期には平戸藩の手厚い保護を受け、現在は八月一日から一八日にかけて早朝から日没まで市内各所で盛んに演じられる。この「ジャンガラ」という不思議な名前は、囃子の鉦と太鼓の音をそのままとつたものと考えられている。

ジャンガラの演じ手は若者を中心に、集団の中心で踊る中踊(二名)、それを取り巻く側打ち(一〇名前後)、及び笛(五名前後)と鉦(二名)の囃子を基本に、ほかに轆持ちや総代がつく。芸態には、入り羽の囃子で入場し、鉦の合図で中踊が太鼓を打って激しく踊り、その周りで側打ちが太鼓を打ちながら囃し、終わると下り羽の囃子で退場するという、近世の古風さうかがわせる姿を良く残している。なお、踊の歌として繰り返される「ホーナゴ、ホーミーデー」という歌詞は、俗に「穂長う穂実出て」と五穀豊穡を祈るものと解されているが、専門的には念仏の著しく変化した語句と考えられている。

このように平戸のジャンガラは、近世以来の芸態をよく伝えるものとして芸能史上貴重であり、また念仏踊の地域的特色を示すものとして価値の高い伝承である。

文化庁文化財保護部伝統文化課 宮田繁幸
文化財調査官

MESSC. 61 月刊

文部時報 7月号

第1462号

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 03-5349-6666(営業部) 振替口座 00190-0-161

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成10年7月10日印刷
平成10年7月10日発行

定価610円(本体581円)(¥84円)
年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 1998 ISSN 0916-9830 ●この刊行物は再生紙を使用しています。